

基本方針

1. 特別養護老人ホーム「葉山荘」

葉山荘は、法の基本理念を基幹として、敬愛、誠実、奉仕の精神をもって運営し、老人の生活の安定と福祉の増進に努める。

〔 葉山荘管理規程第2条第1項 〕

2. デイサービスセンター「津野ゆの里」

利用者が要介護状態等となった場合、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の援助及び機能訓練等を行うことにより、利用者の社会的孤独感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図る。

〔 津野ゆの里管理規程第2条第1項 〕

3. 居宅介護支援事業所「葉山荘居宅介護支援事業所」

居宅介護支援の事業は、利用者が要介護状態等になった場合でも可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行う。

〔 葉山荘居宅介護支援事業所管理規程第2条第1項 〕

1. 沿革

昭和45年、高幡広域市町村圏が設立され、振興計画策定のなかで老人福祉対策が重点的に取り上げられ、この高陵特別養護老人ホーム葉山荘の実現となった。

葉山荘は、高幡広域市町村計画に基づき、須崎市、中土佐町、檮原町、葉山村、東津野村の5ヶ市町村が地方自治法に基づき、一部事務組合（高陵特別養護老人ホーム組合）を設置建設し、運営をしている。平成17年2月に、葉山村と東津野村が合併して津野町、平成18年1月には、中土佐町と大野見村が合併して中土佐町となり、当組合を組織する団体は、須崎市、中土佐町、檮原町、津野町の4ヶ市町となる。

昭和47年4月、入所定員50名で開園、昭和48年4月、第2期工事の完成により入所定員100名、昭和54年4月から入所定員110名に増員された。

平成9年3月拡張、ショートステイ増築工事完成により建物は鉄筋コンクリート一部二階建てとなり、ショートステイ専用10床を設けた。更に平成10年3月、大規模改修工事完成で1部屋4名以下の居室が整備された。

昭和63年3月、葉山村がデイサービスセンター「津野ゆの里」を設置建設、当組合に委託され、利用定員1日当たり15名で運営していたが、平成13年10月から利用定員20名で運営をしている。

平成12年4月、介護保険制度創設と同時に、介護老人福祉施設、短期入所生活介護事業所、通所介護事業所の指定を受ける。

平成14年4月、居宅介護支援事業所の指定を受け開所。

更に、平成18年4月には、介護保険法の改正により、介護予防短期入所生活介護事業所、介護予防通所介護事業所の指定を受け、6事業を実施している。

平成29年4月からは介護保険法の改正により、介護予防通所介護事業所は介護予防・日常生活支援総合事業所に変更となった。

2. 施設の概要

特別養護老人ホーム葉山荘、デイサービスセンター津野ゆの里は、須崎市から国道197号線を西北に約1.5km、高知県中西部・津野町に位置し、国道に隣接、かつては津野氏の城下町として栄えた姫野々地区の風光明媚、気温暖で日照に恵まれ、素朴で人情細やかな地域環境の中に設置されている。

(1) 特別養護老人ホーム葉山荘

設置者	須崎市、中土佐町、禰原町、津野町		
名称	指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム葉山荘		
所在地	高知県高岡郡津野町姫野々417番地		
開園	昭和47年4月1日		
入所定員	110名（特別養護老人ホーム葉山荘） 10名（短期入所・介護予防短期入所生活介護事業所 葉山荘）		
敷地	6,911.95㎡		
建物	鉄筋コンクリート一部二階建	4,396.85㎡	

(2) デイサービスセンター津野ゆの里

設置者	津野町		
名称	指定通所介護事業所 介護予防・日常生活支援総合事業所 デイサービスセンター津野ゆの里		
所在地	高知県高岡郡津野町姫野々417番地1		
事業開始	昭和63年3月1日		
利用定員	20名（1日）		
敷地	葉山荘に併設（同一敷地内）		
建物	鉄筋コンクリート平屋建	307.15㎡	

(3) 葉山荘居宅介護支援事業所

設置者	津野町		
名称	葉山荘居宅介護支援事業所		
所在地	高知県高岡郡津野町姫野々417番地		
事業開始	平成14年4月1日		
利用定員	70名（1ヶ月）		
敷地	葉山荘に併設		
建物	葉山荘に併設		

3. 基本理念・運営方針

- (1) 葉山荘は、法の基本理念を基幹として、敬愛、誠実、奉仕の精神をもって運営し、老人の生活の安定と福祉の増進に努める。
- (2) 葉山荘は、法の基本理念に基づいて施設を運営するために、次の4項目の基本理念を定め、利用者の安心・安全の生活を支援する。
 - ① 利用者の尊厳を守り、自立を支援する。
 - ② 利用者の自己決定、自己選択によるサービスの決定。
 - ③ 地域福祉のネットワークの一員としての役割を果たす。
 - ④ 専門的で質の高いサービスを提供する。
- (3) 葉山荘は、施設サービス計画に基づき、可能な限り居宅における生活への復帰を念頭において、入浴、排泄、食事等の介護、社会生活上の便宜の提供その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をを行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう努める。
- (4) 葉山荘は、明るく家庭的な雰囲気を持ち、地域や家族との結びつきを重視した運営を行い、市町、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健、医療又はサービスを提供する者との密接な連携に努める。
- (5) 葉山荘は、基本理念に基づき、次の7項目の運営方針を定める。
 - ① 利用者の尊厳を守り、1人ひとりの意思を尊重します。
身体的、精神的拘束をしないケアを行います。
 - ② 利用者の意向を尊重し、利用者本位のサービスを提供します。
 - ③ 職員の笑顔と誠実な態度で、安心、安全の生活を支援します。
 - ④ グループユニットケアで、清潔で家庭的なその人らしい生活を支援します。
 - ⑤ 地域福祉のネットワークの一員としての役割を果たします。
 - ⑥ 地域交流（地域住民、高齢者、子供達とのふれあい等）で、安らぎのある生活を支援します。
 - ⑦ 施設独自の自己評価や職員の資質向上を図り、専門的で質の高いサービスの提供を目指します。
- (6) 葉山荘は、利用者に質の高いサービスを提供するとともに、地域の高齢者福祉の向上に貢献するために、職員の資質向上に努める。
 - ① 葉山荘は、それぞれの職域で専門資格を有する職員により、専門的で質の高いサービスを提供する。
 - ② 職員は常に自己研鑽し、必要な知識や技術等の修得に努める。
- (7) 葉山荘は、幅広いボランティアや実習生の受け入れにより、利用者の地域交流、社会参加等の充実を図るとともに、社会資源としての施設活用、職員ボランティア活動等を通じて地域福祉に貢献するよう努める。

4. サービスの内容

- (1) 日常生活上の援助は、利用者の日常生活動作能力等に応じて必要な介護を行う。
- ① 排泄の介助
 - ② 食事の介助
 - ③ 入浴の介助
 - ④ 移動の介助
 - ⑤ その他必要な身体介護
- (2) 医師又は看護師が健康管理、疾病の早期発見に努める。施設利用中に負傷や病気になった場合は家族に連絡をし、受診等の対応を行う。又、慢性の疾患については、家族対応の範囲内であれば施設内でとりあえずの対応ができる場合もある。
- (3) 生活相談員による意見の交換、看護師による心身の健康管理、管理栄養士による栄養摂食の相談・管理などを行う。
- (4) 機能訓練は、心身機能の減退を防止したり、活性化をはかるために、次の各種のサービスを提供する。
- ① レクリエーション（アクティビティ・サービス）
 - ② グループ作業などの活動
 - ③ 行事的活動
 - ④ 体操
 - ⑤ 趣味活動
- (5) 入浴形態は、一般浴槽、中間浴槽、特殊浴槽など介助の必要度に応じて提供する。又、衣類の着脱、洗身、洗髪なども必要に応じて対応する。
- (6) 給食は、体格、必要な熱量、摂食、咀嚼、嚥下等の機能により調理方法を考えて対応する。献立は所定場所に掲示する。
- 食事時間 朝食 8時00分 昼食 12時 夕食 17時15分
- (7) 利用者及びその家族の方からの各種相談等を受ける。
- ① 日常生活についての相談
 - ② 介護についての相談
 - ③ 住宅改修に関する情報提供
 - ④ その他必要な相談や情報提供

事業の目的

利用者が要介護状態となった場合、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の援助及び機能訓練等を行うことにより、利用者の社会的孤独感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的精神的負担の軽減を図る。

運営の方針

(1) 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。

(2) 利用者及びその家族の要望を的確に捉え、それに基づいた通所介護計画を作成し、実施する。なお、別に居宅サービス計画が策定されている場合は、その計画にそった通所介護サービスを提供する。

(3) 利用者またはその家族に対し、サービスの内容及び提供方法について、わかりやすく説明し、適切な介護技術をもってサービスを提供するとともに、提供するサービスの評価を行い、常にサービスの向上に努める。

基本事業

食事サービス	ご利用者個々の食事形態や嗜好にあわせた食事の提供を行う。
入浴サービス	ご利用者の健康状態を把握し、個々の身体状態に応じた介助を行う。ゆっくりと安心して安全な入浴ができるよう努める。
送迎サービス	安全に配慮した合理的なルートを設定し、ご利用者の状態を観察しながらの運行に努める。
日常生活の援助	A D L 動作に応じた援助を行い、プライバシー保護と安全に配慮した援助を提供する。
健康状態の把握	来所時の健康状態を確認し、健康状態の把握に努める。
機能訓練	心身機能を維持できるように、ご利用者にあわせたレクリエーションや体操、訓練を提供する。
通所介護計画の作成・実施	ご利用者、ご家族の合意の下に、居宅サービス計画書に沿った通所介護計画を作成し、計画に沿っ

	た支援を行う。カンファレンスを行い、定期的な見直しを行う。
--	-------------------------------

利用定員 20名

サービス実施地域 事業の実施区域 津野町

デイサービス日課表

時間	サービス	サービスの内容
8:30～	迎 え 出 発	
9:30～	健 康 チ ェ ッ ク	体温、血圧、脈拍測定、お茶 (月1回・体重測定)
9:45～	軽 体 操	タオル体操、軽体操、ストレッチ等
10:00～	レ ク リ エ ー シ ョ ン	しりとり・連想ゲーム等、水分補給
10:30～	リハビリ・余暇活動	歩行訓練、電気治療、読書、手伝い事等
11:30～	昼 食	
12:00～	余 暇 活 動	口腔ケア、休養、水分補給
13:00～	入 浴	おやつ・水分
	リハビリ・余暇活動	歩行訓練、電気治療、セラバンド体操等 パズル、読書、手伝い事、休養等
15:50～	軽 体 操	肩たたき体操、帰りの挨拶
16:00～	送 り 出 発	

季節行事・レクリエーションなど

- お花見
- おやつ作り
- ゆず湯
- 豆まき

サイコロしりとりゲーム・連想ゲーム・おじゃみ送りゲーム

ビンゴゲーム、缶釣りゲーム、ボール遊び、黒ひげゲーム 等